



令和元年9月3日

国立研究開発法人理化学研究所による成果活用等支援法人への 出資案件の認可について

文部科学省は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）（以下「法」という。）第34条の6に基づき理化学研究所から申請のありました成果活用等支援法人（理化学研究所イノベーション事業法人）に対する出資について、令和元年9月2日、法第34条の6第2項に基づき認可いたしました。

【別添資料】

- ・理化学研究所による成果活用等支援法人への出資案件の認可について（概要）（別添1）
- ・理化学研究所イノベーション事業法人概要（別添2）

<本件お問合せ先>

文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課
評価・研究開発法人支援室

TEL：03-5253-4111（代表）（内線：3856、3867）

理化学研究所による成果活用等支援法人への出資案件の 認可について

1. 制度の概要

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）（以下「法」という。）第 34 条の 6 に基づき、法別表第 3 に掲げる研究開発法人については、その研究開発の成果の実用化等を目的として、①当該法人発ベンチャー、②当該法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル、③当該法人の研究開発の成果の民間事業者への移転等を行う法人（以下「成果活用等支援法人」という。）に対する出資等業務を行うことが可能とされている。このうち、研究開発法人が②及び③に対して出資等業務を行う場合には、法第 34 条の 6 第 2 項に基づき、文部科学大臣の認可が必要とされている。

今般、理化学研究所より成果活用等支援法人に対する出資に係る認可申請を受理したため、認可の是非について検討を行った。

2. 申請内容の概要・審査の主な観点

申請内容は、理化学研究所と同研究所の「知」を熟知し、同研究所の経営方針と一体となって活動する成果活用等支援法人を設立するべく、その資本金として 9, 000 万円を出資するもの。

認可にあたっての審査の主な観点は以下のとおり。

(1) 出資の相手方に関すること

- ・実施する事業の内容が、研究開発法人による研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出に資するもの等であり、その趣旨に沿った事業計画を作成していること
- ・出資先法人の基礎資料（定款、財務諸表等）を研究開発法人に提出していること
- ・役員等が暴力団員等と関係を持っていないこと

(2) 出資を行おうとする研究開発法人に関すること

- ・出資等業務の財源は原則自己収入を原資としていること
- ・出資等業務を実施するにあたり役員会等における透明性・公平性の高い審議を経ていること
- ・出資等業務を行うにあたり体系的な組織体制が整備されていること

(3) 出資に係る給付及び取得株式等の価額に関すること

- ・給付及び取得株式等の評価額及び対価関係に合理性があること

※出資に関する認可基準（平成 31 年 4 月 22 日文部科学大臣決定）より。

3. 出資認可審査の結果

本認可申請については、外部有識者による確認及び省内審査担当部局による審査を踏まえ、外部有識者からの助言等の内容（別紙参照）を成果活用等支援法人の運営上の留意事項として付した上で、令和元年 9 月 2 日付で認可する。

理化学研究所イノベーション事業法人に対する アドバイザー*からの助言内容

1. イノベーション事業法人の機能に関すること

- イノベーション事業法人の有する4つの機能(TLO 機能、ベンチャー支援機能、共同研究促進機能、会員制共創機能)については、それぞれの機能を有機的かつ体系的に機能させるよう工夫することが重要。
- 将来的にイノベーション事業法人が VC 機能を持つこととなると、理化学研究所発ベンチャーに対する民間 VC の参入を狭めることが懸念される。このため、ベンチャー支援機能による理化学研究所発ベンチャーへの関わり方には一定の留意が重要。

2. イノベーション事業法人の組織・人材に関すること

- イノベーション事業法人の役職員は、マーケティングやコーディネート等に係る能力を有することが重要であり、ベンチャーの世界に理解のある人材や、機動的に対応できる能力のある若手の登用が重要。
- 理化学研究所とイノベーション事業法人が密接な連携を行うことや、イノベーション事業法人における経営者と従業員の間での経営理念の合意が重要。
- ベンチャー支援にあたっては、スタートアップ支援だけではなく、その後の企業価値や評価額をフォローする仕組みが重要。

3. その他

- 収支計画については、イノベーション事業法人のみならず、産学連携部門等をイノベーション事業法人に外部化する理研への影響を含め、全体としてのインパクトを考慮することが重要。
- イノベーション事業法人が海外企業や海外 VC 等との連携を検討する場合、理化学研究所の研究成果は日本の国費が投入された上で得られたものであることに鑑み、法人のミッションに照らして適正かつ慎重な対応をとることが適当。

※ 理化学研究所より、出資に係る認可申請書を受領したことを踏まえ、文部科学省における許認可の判断に役立てる観点から専門的な助言を得るため、科学技術・学術政策局長が任命した外部有識者

【背景】

- ◎ 基礎研究の成果をいち早く社会的価値に還元
- ◎ 産業界との「組織」対「組織」の連携促進
- ◎ 多様な収入源の確保による財務基盤の強化、新たな研究資金の確保

【新たなアプローチ】

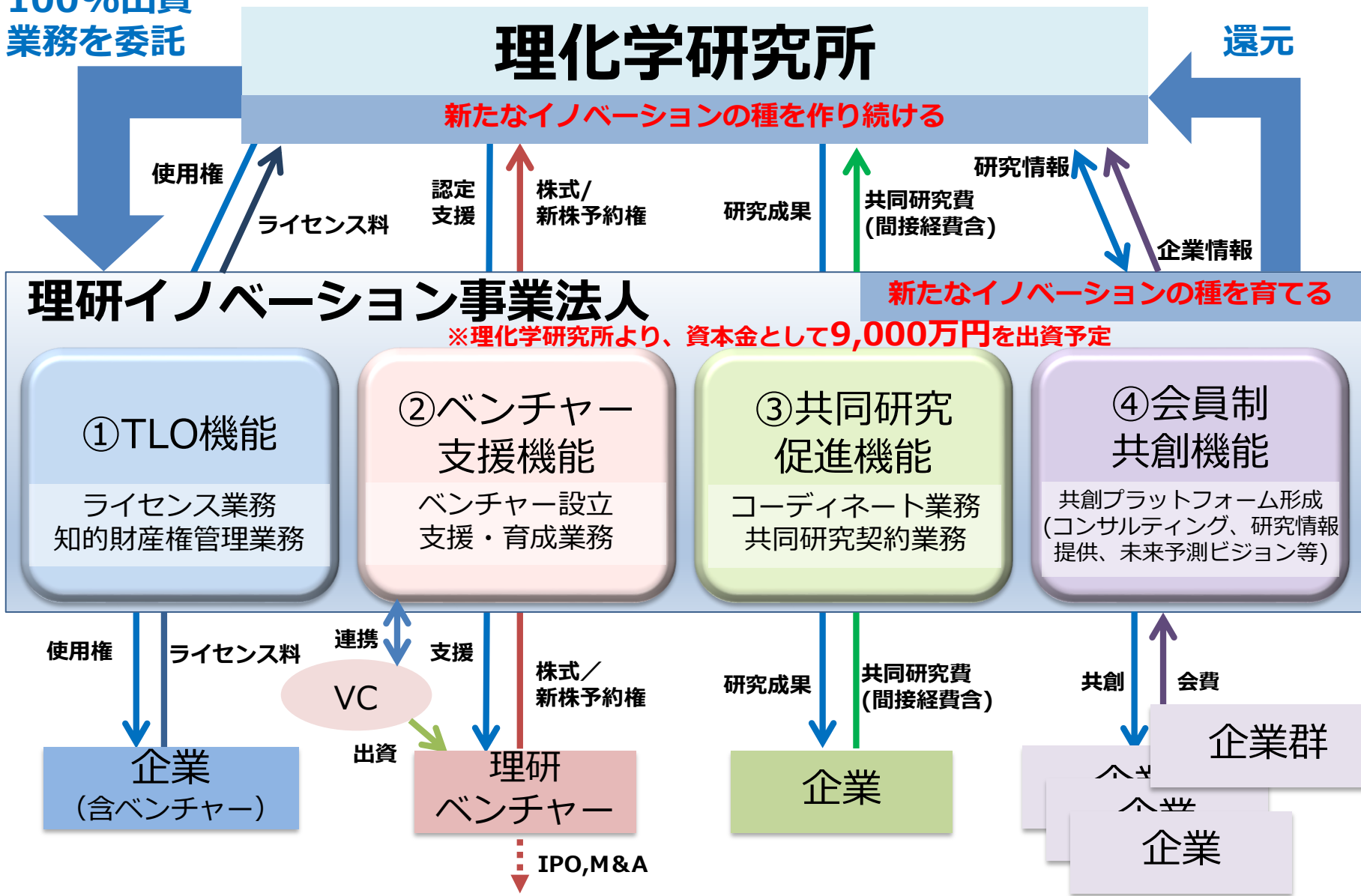
- ① 理研の知的財産の戦略的移転
- ② 理研ベンチャーの育成(ベンチャーへの投資も視野;別会社)
- ③ 大型共同研究の組織化や運用および資金獲得
- ④ 組織対組織による共創機能(会員制;A,B,C)

理研の外の事業会社とすることにより、新法人のトップから各部門スタッフまでが 専門性を発揮しながら民間の経営環境・ビジネスマインドで事業活動に取り組み、理研の研究成果活用の最大化を目指す。



理研と理研の知を熟知し、理研の経営方針と一体となって活動する(=理研のガバナンス下にある)、理研100%出資の外部法人(=イノベーション事業法人)の設立を構想

100%出資
業務を委託



-4-